

平成30年8月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年8月21日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 9月20日(木) 14時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年8月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年8月21日（火）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 7 藪内實委員, 8 南光典夫委員, 9 堀家重孝委員,
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者,
13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 6 立石泰夫会長
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議 事
局 長

皆さんこんにちは。定刻より5分ほど早いですが、皆様お揃いになりましたので平成30年8月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。本日は立石会長より欠席の連絡を受けておりますので、報告いたします。善通寺市農業委員会規程第3条において、会長が欠席の場合は、会長職務代理者がその職務を代理することとなっておりますので、本日の議事進行につきましては、瀬川会長職務代理者をお願いいたします。まず始めに瀬川会長職務代理者よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

会長職務代理者

皆さんこんにちは。今日は暑い中、猛暑は少し緩んで仕事がしやすくなったかと思いますが、だいぶ皆さん疲れがたまっているとは思いますが、今日はこの定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。今日は会長が他の会と重なっているとのことで、私の方ですすめさせていただきますので、よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、瀬川会長職務代理者、よろしくお願いします。

会長職務代理者

それでは平成30年8月の農業委員会定例会を始めていきますので、ご協力の程よろしくお願いします。まず、本日の議事録署名人には、第5番の松本委員さんと第7番の藪内委員さんの両名、よろしくお願いします。それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の1ページで、〇件の案件でございます。

それでは番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、共同住宅の案件でございます。本件の申請人の〇〇氏は〇〇〇町に居住しており、本市内で〇反〇畝程度の農地を一人で耕作しております。本転用計画が必要になった経緯でございますが、申請人は将来の生活資金を得るためにアパート経営を計画したとのことであります。そして本申請地を計画地として選定した経緯であります。自宅から道を挟んですぐ南にあり、アパートの管理上、便利であることや、近隣には主要な幹線道路があり、道路沿いには店舗等も多く生活面でも良い環境にあるので、共同住宅を建築しても十分に入居が見込めると判断し、面積的にも共同住宅と入居者用の駐車場を確保するのに妥当な規模であったことから、計画地として選定したとのことであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田の〇〇〇㎡に、共同住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇〇㎡を建築し、将来の生活資金を得ることを目的として、転用申請するものであります。本申請地は都市計画法上の用途区域が準工業地域である第〇種農地であり、本転用にあたり、近隣の農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えております。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、転用面積は〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますの

で、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会長職務代理者

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇〇町ですので、松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

8月〇日の日に〇〇地区〇名で集まりまして、現地調査をいたしました。事務局の報告にもあったとおり、特に問題無いというのが全員一致した意見ですので、よろしく申し上げます。

会長職務代理者

それでは皆様方のほうから何かご意見、ご質問等はないでしょうか。

(全委員質問なし)

会長職務代理者

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで〇件の案件でございます。

まず番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲受人である〇〇氏は、〇〇町にて〇と〇で居住し、会社員として勤務する傍ら妻と一緒に〇〇屋を営んでおります。今回の計画が必要になった経緯ではありますが、〇〇氏が営んでいる〇〇屋には現在来客用の駐車場のスペースが車〇台分しかないため、イベントの開催時など複数のお客が来店した際には駐車スペースに困っていた

とのことであります。〇〇屋の周辺は住宅地で多くの家が立ち並んでいることや、近隣は急傾斜地が多いことから、駐車場として利用できそうな土地があまり無いため、譲受人は新たな駐車場候補地を探すのに苦労していたところ、譲渡人の〇〇氏が来店した際に本申請地をすすめてくれたことから話が進み、イベント開催時等に必要と考えられる〇台程度の駐車スペースを確保したかった譲受人にとって、本申請地は計画地としての規模も妥当であったことから話がまとまり、本申請に至ったものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が畑である〇〇〇㎡について、〇〇〇のある同所〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が宅地である〇〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、来客用の駐車場として利用することを目的として転用申請するものであります。本転用にあたり、書類等の不備もなく、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、及び〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件一人目の譲渡人である〇〇〇〇氏は現在〇〇歳と高齢で〇〇〇町に居住しており、本申請地は昭和〇〇年に相続により取得したものであります。またもう一人の譲渡人である〇〇〇〇氏は本申請地を平成〇年に相続により取得しましたが、現在〇〇歳と高齢で〇〇市に居住していることから、本市で農業を営むことは困難なため、本申請地は現在休耕地の状態であります。一方譲受人である〇〇氏は現在〇〇町の借家で生活しておりますが、このたび住居を建築することを計画し、候補地を探していたところ、本申請地は〇階建ての住宅を建てるのには広さがちょうど良く、また南側は県道〇〇〇〇〇〇線に面しており、交通の便も良いため計画地として選定し、譲渡人と土地売買の話がまとまったため、今般転用申請するものであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡、及び同所〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡の計〇〇〇㎡について、住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであります。本申請地は南側が県道〇〇〇〇〇線、西側も道路に面

しており、北と東は宅地に面している農業振興地域外の第〇種農地であり、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。

以上〇、登記地目は、田が〇筆、畑が〇、転用面積は〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会長職務代理者

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。まず番号〇ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

川田委員

〇番の案件ですが、〇〇日の日に農業委員、推進委員〇で現地を調査いたしました。地図の方をご覧いただいたと思いますが、〇〇学校の北側で北側には〇〇〇〇がありますが、周りは雑木が生えているところとか、ミカンを植えている地域でありまして、駐車場として利用するのにあたり特段問題は無いと考えます。よろしくご審議お願いします。

会長職務代理者

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に番号〇ですが、〇〇〇町ですので松本委員さんに意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。先ほどの第一号議案と同様に〇日の日に農業委員、推進委員〇名で現地調査を行いました。事務局説明のとおり、また図面のとおり2筆が並行して隣接しており、特に問題は無いと思います。よろしくお願いします。

会長職務代理者

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは皆様方のほうから何かご意見ご質問はないでしょうか。

(全委員意見、質問無し)

会長職務代理者

ご質問がないようでしたら、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手

をお願いします。

(全委員挙手)

会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定いたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。せっかくの機会ですので、全体を通して何かご質問等はございませんか。

(質問・意見無し)

会長職務代理者

ご意見等がないようですので、終わりにしたいと思います。それではこれで8月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時44分 終了